

磐田市屋外広告物誘導実施計画を策定しました

屋外広告物は、様々な情報を提供する反面、街並みや周辺の景観に大きな影響を与える要素のひとつになります。

磐田市では、景観に配慮した屋外広告物の掲出を推進するために、現地調査を行い、その結果から課題を整理し、屋外広告物に関する基本的な考え方や取り組みを「磐田市屋外広告物誘導実施計画」にまとめました。

掲出に関する目標

- 景観の保全
- 良好な屋外広告物の創出
- 屋外広告物行政の推進

屋外広告物制度の普及啓発

広報誌やパンフレット等で屋外広告物に関する情報を発信すると共に、個別に広告主や屋外広告業者へ基準等を説明し、制度の普及啓発に努めます。

違反広告物の是正指導

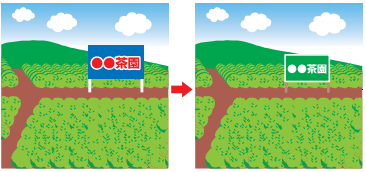

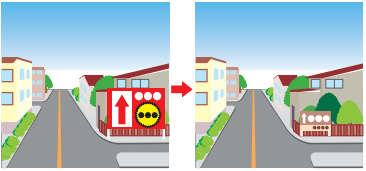
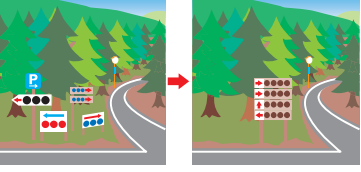
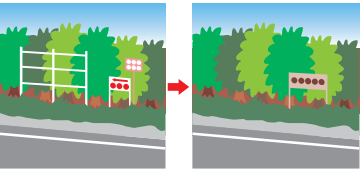
適正な屋外広告物の掲出に向け、毎年、是正指導区域を設定し、計画的に是正指導を行います。

磐田市屋外広告物条例制定の検討

制度周知や是正指導を継続し、一定の成果が認められた時点で、市独自の条例制定について検討します。

形態意匠等の基本方針

周辺景観に配慮するための基本方針を定めました。広告掲出時の参考にしてください。

<p>【形態】 ・建物や周辺との調和に配慮し、最小限の大きさ・高さとしましょう。</p>	<p>【自然景観が特徴的な地域】 ・自然景観を阻害しない高さとしましょう。 ・低彩度色を使用し、落ち着いた意匠としましょう。</p>  <p>使用する色数を減らし、地色を周辺景観に調和させることにより、景観を阻害しない広告物になります。</p>
<p>【意匠】 ・シンプルで分かりやすい内容を心がけましょう。</p>	<p>【歴史文化景観が特徴的な地域】 ・歴史的な建物の高さを超えないように努めましょう。 ・歴史文化的な景観を乱さない、落ち着いた意匠や色彩としましょう。</p>  <p>落ち着いた意匠や色彩にすることにより、景観に調和した広告物になります。</p>
<p>【色彩】 ・使用する色数をなるべく減らし、配色に工夫し、周辺と調和するものとしましょう。</p>	<p>【市街地景観が特徴的な地域】 ・住宅の高さを超えないように努めましょう。 ・住環境に配慮し、落ち着いた意匠や色彩としましょう。</p>  <p>大きさや高さを抑え、使用する色数を減らし、落ち着いた意匠にすることにより、景観に調和した広告物になります。</p>
<p>【個数】 ・空地や交差点部に広告物が乱立・氾濫しないよう配慮しましょう。</p>  <p>集合化や形態を統一することで分かりやすい広告物になり、周辺環境もすっきりします。</p>	<p>【支柱】 ・広告物であることを意識し、周辺と調和するものとしましょう。</p>  <p>使用していない支柱を撤去。シンプルな支柱にすることで、すっきりした広告物になります。</p>
<p>【維持】 ・管理を徹底し、常にきれいで安全なものとしましょう。</p>	

屋外広告物の個別基準

個別基準抜粋

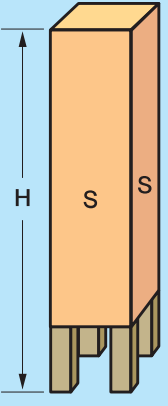
※詳細は静岡県屋外広告物条例施行規則でご確認ください。

- **特1**…第1種特別規制地域
- **特2**…第2種特別規制地域
- **普1**…第1種普通規制地域
- **普2**…第2種普通規制地域

※一面、片面とは一方向からの面、全面とは各面の合計

広告塔

特別(自家広告物のみ) / 普通

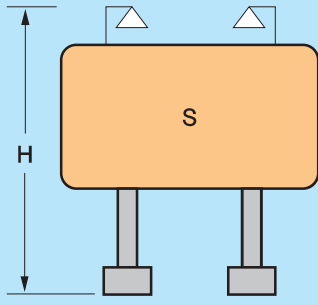


特1
高さ $H \leq 10\text{m}$
面積 $S \leq 30\text{m}^2$ (一面)

特2、普1、普2
高さ $H \leq 15\text{m}$
面積 $S \leq 30\text{m}^2$ (一面)

広告板

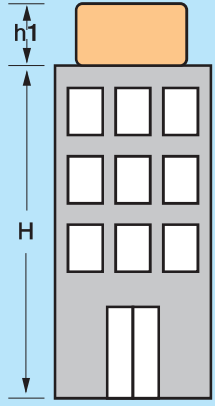
特別(自家広告物のみ) / 普通



特1、特2、普1、普2
高さ $H \leq 5\text{m}$
面積 $S \leq 30\text{m}^2$ (全面)

屋上広告

特別(自家広告物のみ) / 普通



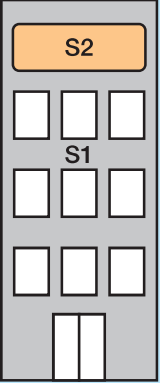
特1
高さ $h1 \leq 2/3H$
かつ $h1 \leq 5\text{m}$

特2
高さ $h1 \leq 2/3H$
かつ $h1 \leq 10\text{m}$

普1、普2
高さ $h1 \leq 2/3H$
かつ $h1 \leq 15\text{m}$

壁面広告

特別(自家広告物のみ) / 普通



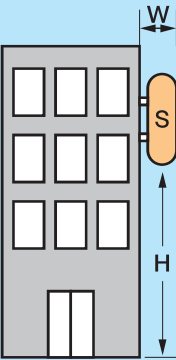
特1、特2、普1
 $S1 < 300\text{m}^2$ の場合
 $S2 \leq 1/5S1$ ただし
 $1/5S1 < 15\text{m}^2$ の場合
15mまで可

$S1 \geq 300\text{m}^2$ の場合
 $S2 \leq 1/10S1$ ただし
 $1/10S1 < 60\text{m}^2$ の場合
60mまで可

普2
 $S2 \leq 1/5S1$ ただし
 $1/5S1 < 15\text{m}^2$ の場合
15mまで可

突出広告

特別(自家広告物のみ) / 普通

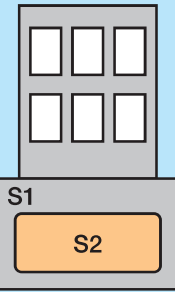


特1、特2、普1
 $W \leq 1.5\text{m}$
 $S \leq 20\text{m}^2$ (一面)
歩道 $H \geq 2.5\text{m}$
車道 $H \geq 4.7\text{m}$

普2
 $W \leq 1.5\text{m}$
S制限なし
歩道 $H \geq 2.5\text{m}$
車道 $H \geq 4.7\text{m}$

塀広告

特別(自家広告物のみ) / 普通



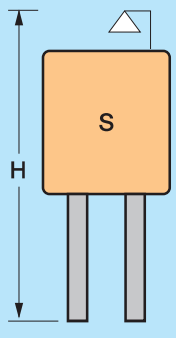
特1、特2、普1
 $S1 < 300\text{m}^2$ の場合
 $S2 \leq 1/5S1$ ただし
 $1/5S1 < 15\text{m}^2$ の場合
15mまで可

$S1 \geq 300\text{m}^2$ の場合
 $S2 \leq 1/10S1$ ただし
 $1/10S1 < 60\text{m}^2$ の場合
60mまで可

普2
 $S2 \leq 1/5S1$ ただし
 $1/5S1 < 15\text{m}^2$ の場合
15mまで可

道標・案内図板

特別 / 普通



特1、特2
 $H \leq 5\text{m}$
 $S \leq 3\text{m}^2$ (片面)
5者以上協同
 $H \leq 5\text{m}$
 $S \leq 2\text{m}^2$ (1者) 10m^2 (片面)

普1
【後退距離規制適用地域※】
 $H \leq 5\text{m}$
 $S \leq 5\text{m}^2$ (片面)
5者以上協同
 $H \leq 5\text{m}$
 $S \leq 3\text{m}^2$ (1者) 15m^2 (片面)

※用途地域以外で条例に規定する道路・鉄道等からの距離が100m未満の地域

屋外広告物掲出の注意点

屋外広告物を掲出する場合は、次の点に注意しましょう。

- 建築物を利用するもの
 - <屋上に設置するもの>
 - ・ 建築物の壁面から突き出さないこと
 - ・ 木造建築物の棟の上には設置しないこと
 - <壁面から突き出すもの>
 - ・ 上端は壁面を超えないこと
 - <壁面を利用するもの>
 - ・ 壁面の端から突き出ないこと
 - ・ 窓その他の開口部を覆わないこと
- 工作物等を利用するもの
 - <塀を利用するもの>
 - ・ 塀の上端及び両側端から突き出ないこと

屋外広告物の維持管理

- 屋外広告物は定期的な点検を行い、維持管理を徹底しましょう。
- 倒壊や落下による事故が起こらないよう、早めに修繕等を行いましょ。
- 劣化や退色、錆などにより周辺の景観を乱すことがないように、日頃から広告物の状態を把握しましょう。

お問い合わせ先

磐田市役所 建設部 都市計画課

〒438-8650 静岡県磐田市国府台3番地1
TEL.0538-37-4907 FAX.0538-36-2459

屋外広告物の正しい知識で、安全安心、美しい街づくりにご協力ください

屋外広告物とは

屋外広告物とは、建物などの外に表示されているポスター、立看板、広告板、広告塔などのことをいいますが、屋外広告物法では、「屋外広告物」を次の4つの要件を満たすものとして定義しています。

- ① 常時又は一定の期間継続して表示されるもの（街頭などで配られるビラやチラシは含まれません。）
- ② 屋外で表示されるもの（建物の内部や自動車の内側などに表示されるものは含まれません。）
- ③ 公衆（不特定多数の人）に表示されるもの（駅の改札口の内側やサッカー場の中などに表示されるものは含まれません。）
- ④ 看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するもの

※屋外広告物とは、大変広い概念で、例えば、個人の住宅の表札も屋外広告物の一つです。

屋外広告物の規制地域等

■特別規制地域 条例第3条

この地域は、原則として広告物を表示できない地域です。ただし、自家広告物（自己の氏名、名称、店名等を自己の住所や営業所などに表示・設置するもの）や道標、案内図板などの広告物は、あらかじめ許可を受けることにより、表示することができます。

■第1種特別規制地域

特に良好な住環境の形成や自然景観、歴史景観の保全が望まれる地域です。
広告塔や建物の屋上に設置する広告物の高さの基準について、厳しく定められています。

- 第1種・第2種低層住居専用地域
- 静岡県自然環境保全条例による自然環境保全地域で知事が指定する区域のうち特別地区
- 文化財保護法、静岡県文化財保護条例により指定された地域

■第2種特別規制地域

新幹線や東名高速道路の沿線などのように広告物が集中するおそれの高い地域や都市公園や学校などの公共性の高い施設の敷地などです。

- 東海道新幹線、東名高速道路の全区間
- 道路及び鉄道のうち知事が指定する区間
- 道路及び鉄道から1,000m以内の地域のうち知事が指定する区域
- 都市公園の区域
- 官公署・学校・公民館・病院及び公衆便所などの公共施設の敷地内

■普通規制地域 条例第5条

この地域は、原則として広告物表示の許可が必要な地域です。

■第1種普通規制地域

市街地や主要な道路の沿線で、広告物を抑制する地域です。

- 第1種・第2種中高層住居専用地域、第1種・第2種住居地域、準住居地域、準工業地域、工業地域、工業専用地域、近隣商業地域（容積率300%未満に限る）
- 道路及び鉄道のうち、知事が指定する区間
- 道路及び鉄道から1,500m以内の地域のうち、知事が指定する区間

■第2種普通規制地域

活発な商業活動が行われている地域です。街に活気や賑わいを与えるため、面積の基準について緩和しています。

- 商業地域、容積率300%以上の近隣商業地域

■ 禁止物件 **条例第4条**

次のような物件には、広告物の表示や掲出物件を設置することはできません。

- 橋、トンネル、高架構造物、分離帯及び地下道の昇降口の上屋
- 石垣、擁壁その他これらに類するもの
- 街路樹、路傍樹、指定保存樹又は保存樹林
- 信号機、道路標識、道路上のさく、駒止、里程標、カーブミラーその他これらに類するもの
- パーキング・チケット発給設備
- 消火栓、火災報知機、望楼及び警鐘台
- 郵便ポスト、電話ボックス及び路上に設ける変圧器
- 送電塔、送受信塔及び照明塔
- 煙突
- ガスタンク、水道タンクその他これらに類するもの
- 銅像、神仏像、記念碑その他これらに類するもの
- 道路の路面

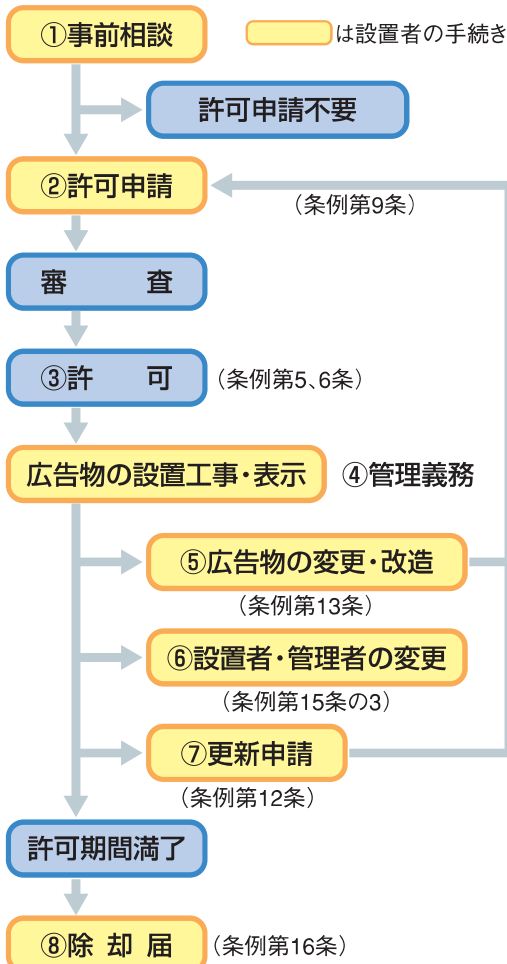


■ 禁止広告物 **条例第8条**

次のような広告物や掲出物件は、表示や設置することができません。

- 著しく破損し、又は老朽化したもの
- 倒壊又は落下のおそれがあるもの
- 信号機、道路標識等に類似し、又はこれらのはたらきを妨げるもの
- 交通の安全を阻害するもの

屋外広告物の許可のながれ



【屋外広告物を表示する際の注意事項】

- ①事前相談
 - ・許可基準確認等のため、事前に市都市計画課へ相談をお願いします。
- ②許可申請
 - ・広告物の表示面積等に応じて許可手数料が必要です。
 - ・道路を占有する場合は、道路占有許可が必要です。
 - ・工作物（高さ4mを超える広告塔・広告板など）は工作物確認が必要です。
 - ・工作物確認が必要な広告物を設置するときは、管理者設置届の提出が必要です。
- ③許可
 - ・許可を受けた広告物の見やすい所へ許可シールを貼ってください。
- ④管理義務
 - ・広告物の倒壊や落下による事故などを防ぐため、定期的に安全点検を実施してください。
- ⑤広告物の変更・改造
 - ・許可を受けた広告物を変更、又は改造しようとするときは、許可申請が必要です。
- ⑥設置者・管理者の変更
 - ・広告物の設置者及び管理者の変更（氏名・名称・住所）があったときは、届出が必要です。
- ⑦更新申請
 - ・広告物の許可期間は通常2年以内です。
 - ・簡易広告物（はり紙、はり札、立看板など）は30日以内です。
 - ・堅ろうな広告物（鉄骨造り、石造り等耐久構造により築造された広告塔、広告板などのうち、建築確認を要するものやこれに類するもの）は3年以内とすることができます。
- ⑧除却届
 - ・広告物を表示する必要がなくなったときは、速やかに広告物を除却し、除却届を提出してください。